

## 福島県スポーツ推進委員協議会表彰規程

第1条 本協議会が表彰を行う場合は、この規程の定めるところによる。

第2条 この表彰はつぎの各号の1に該当するものに対し、表彰状を授与して行うものとする。

- 1 長年にわたり、本協議会の運営に功績のあったもの
- 2 長年にわたり、スポーツ推進委員又は、体育指導委員等として、その属する地域において、体育・スポーツ振興のため功績のあったもの。
- 3 前各号のほか、本協議会の事業等に特段の功績のあったもの。

第3条 地区スポーツ推進委員協議会の代表者は、前条に該当すると認められるものがあるときは被表彰者の推薦書を作成し、毎年福島県スポーツ推進委員研究大会1か月前までに会長あて提出するものとする。

第4条 会長は、前条により推薦された被表彰者につき、選考委員会にはかり、被表彰者を決定する。

- 1 選考委員会委員は会長が委嘱する。

第5条 被表彰者に対しては、毎年福島県スポーツ推進委員研究大会の際に会長が、表彰状を授与して表彰する。

第6条 本協議会役員として、3期（6年）以上務め退任する場合は理事会の承認を得て、感謝状並びに記念品を贈呈する。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年6月21日より施行する。
- 2 昭和48年6月19日 一部改正
- 3 平成7年5月10日 一部改正
- 4 平成24年5月8日 一部改正

## 福島県スポーツ推進委員協議会表彰に関する申し合わせ事項

- (1) 10年以上にわたりスポーツ推進委員として社会体育振興に精励した者を、各支部スポーツ推進委員協議会の代表が本協議会へ推薦する。
- (2) スポーツ推進委員功労者推薦書には、必ず表彰候補者の選考にあたった選考委員名を記載したものを添付する。
- (3) 表彰候補者の選考にあたり、各支部スポーツ推進委員協議会の代表者は選考委員会を設置して公正な選考がなされるようにする。